

2025年度 国際社会青年育成事業

応募要領

本事業は、1959年に上皇皇后陛下の御成婚記念事業として開始した「青年海外派遣事業」と、1962年開始の「外国青年招へい事業」を、天皇皇后陛下の御成婚を記念して1994年に「国際青年育成交流事業」へ改組し、2019年のお代替わりを契機に、現在の「国際社会青年育成事業」として発展させたものです。世界的な社会課題をテーマに設定し、当該テーマに取り組む3か国の青年と、テーマに関わる実務に従事している又は関心を有する日本青年が、お互いの国を相互に訪問した上で、東京において一堂に会し、テーマに沿ったディスカッションや施設訪問、文化交流を行います。これらの活動を通じて、世界共通の社会課題の解決に貢献する日本青年を育成するとともに、青年相互の友好と理解を促進し、青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神をかん養し、国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮し、社会貢献活動へ寄与する青年を育成します。

1 テーマ及び交流対象国【調整中】

総括テーマ「共生社会の実現」の下に以下の3つのテーマを設定し、当該テーマ別に3か国へ日本青年を派遣するとともに、当該3か国から外国青年を招へいする。

テーマⅠ【障害者分野】イタリア

テーマⅡ【高齢社会分野】ドイツ

テーマⅢ【バリアフリー・ユニバーサルデザイン分野】フランス

2 事業の構成及び内容

本事業は、「外国派遣プログラム」、「外国青年日本招へい」、「東京プログラム（国際青年交流会議）」、日本参加青年に対する研修によって構成されます。このうち、日本参加青年に関係する内容は以下のとおりです。

(1) 外国派遣プログラム

派遣国において、10日間にわたり、テーマの関連施設訪問、ホームステイ、政府機関等への表敬訪問等の活動を行う。

【使用言語について】

- ・ 通訳を介しての日本語での活動を基本とします。ただし、一部、英語等で交流する場面も想定されます。
- ・ 派遣国内での関連施設訪問や政府機関等への表敬訪問においては、交流国の公用語と日本語の通訳1名が同行し、交流国現地の方からの説明や、質疑応答の通訳を行います。ただし、ホームステイを含めたそれ以外の場面においては、基本的には通訳は同行しないため、英語等により意思疎通を図る場面も想定されます。なお、その際、英語力に自信のある日本青年には、他の日本青年の意思疎通のサポートを

することが期待されます。

(2) 東京プログラム（国際青年交流会議）

外国参加青年と日本参加青年等が一堂に会し、テーマに沿ったディスカッションや施設訪問のほか、文化交流、成果発表等を行う。

【使用言語について】

- ・ 外国参加青年とのディスカッションや参加青年間の交流は英語で行うことを基本とします。ただし、施設訪問での講義や質疑応答は、日本語で行います（なお、一緒に訪問する外国青年のために、各交流国の公用語と日本語の通訳1名が同行します。）
- ・ 英語力に自信のある日本青年には、特にディスカッションにおいて、他の日本青年の意思疎通のサポートをすることが期待されます。

(3) 日本参加青年に対する研修

① 事前研修

本事業の趣旨、内容及び交流対象国についての理解を深め、日本参加青年としての心構えや派遣国における活動の基本を習得するとともに、外国青年とのディスカッションに備えた実践的な英語の表現、テーマにかかる理解を深め、出発前研修までの自主研修期間の準備として目標を明確にする。

② 出発前研修

派遣国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

③ 帰国後研修

本事業を振り返り、事業を通じて得た経験や学んだことを集約し共有するとともに、今後の事後活動（社会貢献活動等）についての展望を明確化する。

【使用言語について】

- ・ ディスカッション講座は英語、それ以外のプログラムは日本語で行います。

3 開催日時

(1) 事前研修

2025年7月10日（木）～7月12日（土）：3日間（都内）

(2) 出発前研修

2025年9月12日（金）、9月13日（土）：2日間（都内）

(3) 外国派遣プログラム

2025年9月14日（日）～9月23日（火）：10日間

(4) 東京プログラム（国際青年交流会議）

2025年9月24日（水）～9月26日（金）：3日間（都内）

(5) 帰国後研修

2025年9月27日（土）：1日間（都内）

※ 諸般の事情により、事業日程は変更されることがあります。

4 募集人数

日本参加青年 24 名（テーマⅠ：8 名、テーマⅡ：8 名、テーマⅢ 8 名）

※ 日本参加青年の引率として、各テーマ団長 1 名、副団長 1 名が同行する予定

※ 外国参加青年は 1 か国 8 名程度、日本・外国で合計 54 名程度が参加予定

5 応募要件等

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 2025 年 4 月 1 日現在、18 歳以上 30 歳以下の者であること。ただし、テーマ（「障害者分野」、「高齢社会分野」、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン分野」のいずれか）に関係する実務に従事している者については、当該実務の経験が原則 3 年以上ある者で、専門とする分野について、相当程度の知識又は技能を有する場合、31 歳以上 40 歳以下も可とする。
- (3) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。
- (4) あらかじめ定められたテーマに関心があること。
- (5) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (6) 交流対象国に対して関心と理解があること。
- (7) 本事業におけるディスカッションプログラム等を円滑に行うことができる英語力を有すること。ただし、上記（2）に該当する者については、英語力の有無は問わない。
- (8) 事前研修、出発前研修、外国派遣プログラム、東京プログラム（国際青年交流会議）及び帰国後研修の全日程に参加できること。
- (9) 事業終了後もその経験をいかして社会貢献活動等を活発に行うことが期待できること。
- (10) 自らの負担でインターネットに接続できる端末や通信環境等を準備できること。
- (11) 事業内において、内閣府や本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真、動画等について、内閣府及び関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応（マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。
※日本又は派遣国入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加にあたり別途対応を求める可能性があります。
- (13) 本事業を含め、過去に内閣府が主催する青年国際交流事業に参加したことがないこと。

6 修了証の交付と参加資格の取消

本事業を通じて、日本及び外国参加青年の相互理解と友好促進に貢献したと認められる青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定した後であっても、事前研修、出発前研修、外国派遣プログラム、東京プログラム（国際青年交流会議）及び帰国後研修の全日程に参加しなかった

場合など、応募資格の条件に反することが判明した場合や、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加資格を取り消し、修了証を交付しないことがあります。

7 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2025.html>

- ※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）を記入していただきます）。
- ※ 障害等により事業参加に際して何らかの配慮が必要な場合は、参加申込書の備考欄に配慮すべき事項の内容を記載してください。
- ※ テーマに関係する実務に従事している者については、応募要件(2)を満たすことを説明する書類（A4一枚程度、書式自由）を参加申込書に添付してください。
- ※ 書類選考の合否判定については2025年4月25日（金）頃までに、応募者全員に対し参加申込書を提出いただいたメールアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接及び英語グループ面接（テーマに関係する実務に従事している者は個人面接のみ）を5月9日（金）～5月18日（日）の間で実施予定、日時の指定はできません）を行うための詳細を併せて連絡します。
- ※ オンライン面接による選考の合否判定については、6月上旬頃を目途に面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

参加申込書提出の締切：2025年4月18日（金）12時（正午）

- ※ 参加申込書提出に先立つ応募フォームへの入力・送信は4月16日（水）12時（正午）までです。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、御注意ください。
- ※ 参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

8 併願について

(1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

(2) 提出書類

併願を希望する場合は、応募フォームにて希望順位も含めて回答の上、参加申込書に応募理由（志望動機）を記入してください。

(3) 合格の決定

併願を希望する者に対して内閣府が合格を出す際は、希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの事業について合格を決定します。

9 その他

(1) 参加費：16万円程度（見込み）※振込みによる事前徴収

- ① 事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る宿泊費
- ② 渡航に要する往復航空運賃の一部
- ③ 海外旅行保険加入費

(2) 上記参加費の他、以下の経費については各参加者の負担となります。

- ① 事前研修に参加するための往復交通費
※出発前研修に集合するための交通費及び帰国後研修から帰宅するための交通費については、内閣府が負担します。
- ② 事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る食費（実費）
- ③ (1)③の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
※特に、事前研修期間中は保険期間外となります。
- ④ 旅券発行手数料等
- ⑤ 本事業に参加する資格を取り消された場合の帰国に係る費用。ただし、日本参加青年の親族が死亡又は危篤状態になった場合や、日本参加青年が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他団長がやむを得ない帰国であると認めた場合には、内閣府は、その全部又は一部を負担することができる。
- ⑥ 往復航空運賃のうち超過手荷物、宿泊ホテル等における付随的費用
- ⑦ その他、個人用に必要な経費

(3) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(4) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者

(5) 事後活動について

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。

内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又 は IYEO ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/>) を御覧ください。